

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「次に掲げる職員」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「次に掲げる職員」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

中学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が早出遅出勤務を取得できるように制度拡充の措置を講ずるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。